

付 議 第 1 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、高知地方裁判所平成 27 年（ワ）第 199 号損害賠償請求事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 27 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(27) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。



別紙

27高法務第104号
平成27年7月3日

高知県教育委員会委員長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号	高知地方裁判所・平成27年ワ(ワ)第199号
事件名	損害賠償請求事件
原告	■■■■■■■■■■
被告	高知県

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意を求めようとするものである。

1 事件名

高知地方裁判所 平成 27 年（ワ）第 199 号 損害賠償請求事件

2 訴えの提起年月日

平成 27 年 5 月 28 日

3 当事者

原告 （個人名）

被告 高知県

4 訴えの内容

教頭の酒気帯び運転による物損事故に関し、管理監督責任の不履行及び報告義務違反により減給処分とされた小学校の元校長が、公立学校校長会において配布された「不祥事防止の取り組みについて」と題する冊子により、その名誉を毀損されたなどとして、その精神的苦痛に対する慰謝料 500 万円の損害賠償を求めるもの